

令和2年度国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス推進計画 (国土交通省大臣官房官庁営繕部コンプライアンス推進本部決定)

令和2年4月1日

1. 基本方針

官庁営繕部は、高いコンプライアンス意識をもって、「国民の共有財産である官庁施設に関して、良質な施設及びサービスを効率的に提供し、公共建築分野において常に先導的な役割を果たす」（「官庁営繕部職員業務行動指針」平成24年1月。以下「業務行動指針」という。）というミッションに当たることとし、国土交通省大臣官房官庁営繕部発注者綱紀保持規程（平成18年国土交通省訓令第29号。以下「綱紀保持規程」という。）等コンプライアンス関係規程を厳格に遵守するほか、以下の取組を推進する。

2. 職員の意識改革

(1) コンプライアンス意識の向上に向けた取組の徹底

① 研修等の実施

部内職員に対し、コンプライアンスに関する内容や事例等について定期的に周知するとともに、外部講師による研修や部内研修を実施し、コンプライアンスへの職員の意識を高める。

研修に当たっては、単に規則やルールを憶えることに止まらず、過去の事例に基づき自ら考えることに主眼を置くこととし、新規採用職員及び部外からの転入職員（以下「新規採用職員等」という。）に対して重点的に実施するとともに、その他の職員に対しても必要に応じて適宜実施する。

研修の内容については、これを部内の電子機器等で広く共有する。

② 若手職員等への支援

新規採用職員等に対し、業務行動指針（解説版を含む。）及び本推進計画を配布し、その活用を促す。また、所属長又は上司職員は、新規採用職員等のほか若手職員に対し、適切な支援・助言等を行い、コンプライアンス意識の向上に取り組む。

(2) 発注者綱紀保持マニュアル及びセルフスタディ・チェックシートの活用

発注者綱紀保持マニュアル（以下「マニュアル」という。）及びセルフスタディ・チェックシートについては、年度当初等の適切な時機に周知・活用を図り、入札契約業務等の自己点検を進めることにより、発注事務の的確な実施を確保する。

(3) 不当な働きかけに対する報告の徹底

職員が事業者等からの不当な働きかけを受けた場合や、他の職員が不当な働きかけを受けたことを知った場合において、綱紀保持規程に従い適切な対応を行うことを徹底する。

3. 入札契約業務等の確実な実施

特に、コンプライアンスが求められる入札契約業務等について、制度の趣旨に沿って確実に実施するとともに、社会からの要請に応えるべく、必要に応じて見直しを行う。

4. 情報管理の徹底

(1) 情報セキュリティの徹底

国土交通省情報セキュリティポリシー、その他のセキュリティルールに基づき、標的型メール攻撃への対策、情報の作成時の機密性の格付け等情報セキュリティ対策を徹底する。

(2) 入札・契約に関する情報管理の徹底

予定価格、調査基準価格、総合評価の評価点数、入札参加予定者名等の機密情報については、「マニュアル」に基づきその適切な取扱いを徹底する。

(3) 行政文書の管理の徹底

公文書等の管理に関する法律等に基づき、入札・契約に関する文書、その他の行政文書の適正な管理を徹底するとともに、その管理状況について点検を行う。

5. 執務室への入室対応

機密保持等の観点から、国土交通省職員以外の者の執務室入室について、引き続き適切に対応するための措置を講じる。

6. 社会から更に信頼される組織づくり

(1) 戦略的な広報の推進

官庁営繕事業の役割や意義に対する国民の理解をより一層深めるため、最新の国土交通省広報戦略を踏まえた広報に取り組む。

(2) 技術力・専門力の獲得・継承

適正な業務遂行の基盤である技術力・専門力を、組織として、また、職員として獲得・継承していくため、自己研鑽の支援、現場見学会の実施、OJT、研修等の改善を引き続き推進する。

(3) PDCAサイクルを通じた業務の改善の検討

国民の視点に立った業務の改善を継続的に進めるため、CS調査の実施等を行う。

(4) 公共建築分野における支援

「官公庁施設整備における発注者のあり方について」（平成29年1月20日社会資本整備審議会答申）を踏まえ、引き続き公共建築工事の発注者に対して、その役割の理解の促進を図るとともに、適切な業務遂行が効率的になされるように、技術基準等の整備・活用、研修等による人材育成の促進を図る。また、公共建築相談窓口の利用を促進するなど、個別の公共建築工事の適切な発注と実施に資するための環境整備を引き続き推進する。

7. 風通しの良い組織づくり

日頃の業務の中で改善したい点等について意見を募り、取りまとめた上で、部内で共有し、業務改善に活用する。